

# 市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

貝塚市長様

令和      年      月      日

特別徴収義務者	指定番号	
	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	法人番号	
	電話番号	

貝塚市市税条例第41条及び第42条の規定により、特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

	月 別	人 員	支払金額
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払いを受ける者の人員及び各月の支払金額 (外書は臨時雇用者にかかるもの)	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
①現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
②申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日			

## 申請についての注意事項

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下「事務所等」という。)で給与の支払事務を取り扱うもののうち、その給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限ります。

〈注〉「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、繁忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということとです。

2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、「市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる各期間(その承認を受けた日の属する期間については、その承認日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から翌年の5月までの支給分	翌年6月10日まで

4. 市税に滞納がある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、市税の滞納や納入の遅延がある場合などは、この特例の承認を取り消す場合があります。

5. この特例の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が、常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく、「市・府民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を市長に提出しなければなりません。